

第3章 河川・ダム



地震・高潮対策河川事業 二級河川永慶寺川水系 永慶寺川(廿日市市)



仁賀ダム全景

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、流路延長は2,442.6kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が194河川あり、その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長
普 通 河 川		市 町 長

(2) 河川の現況

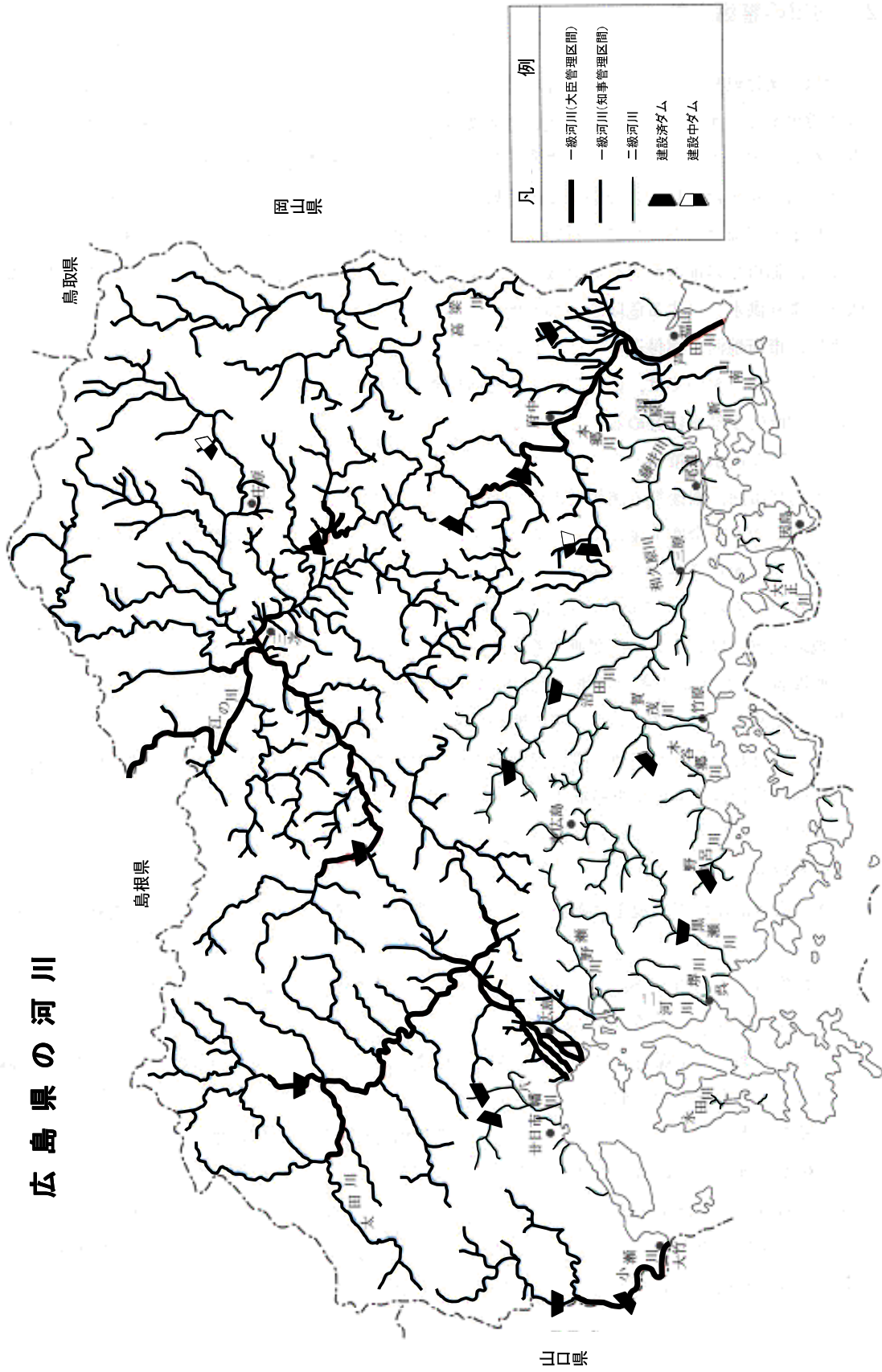
(H24.4.1現在)

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.679			2	2.679
	単独河川	30	68.377			30	68.377
計	137	627.657			137	627.657	
合計		499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288

(注1) 法河川とは、河川法に基づき指定された河川で、一級河川（県知事管理河川と国土交通大臣直轄管理河川がある。）及び二級河川（県知事管理河川）がある。

(注2) 一つの河川において県知事管理区間と国土交通大臣直轄管理区間が存在するものがある

広島県の河川



2 河川の整備方針

治水事業は県民の生命と財産を守る最も根幹的な事業である。これまで河川改修やダム建設事業で治水施設の整備を着実に進めてきたが、平成23年度末における河川改修率は39.5%に過ぎない状況であり、河川の氾濫や台風等による高潮により人命や財産に大きな被害を与える恐れのある河川が未だ改修されないまま多く残っている。

平成16年の台風16・18号による高潮では、竹原市や福山市などの河川において甚大な家屋浸水被害を受け、平成17年の台風14号による豪雨では県西部、平成18年の台風13号による豪雨では県北西部を中心とした河川の氾濫で沿川に著しい被害が発生、平成22年7月の梅雨前線豪雨では庄原市で局地的豪雨が発生し、狭いエリアに甚大な被害を及ぼした。

また、都市化の進展が著しい流域や大規模な開発が進んでいる流域においては、遊水保水機能の低下が危惧されるとともに、堤防の安全性向上が求められている。

さらに、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出することも求められている。

平成24年度においては、これらの未改修河川や治水安全度確保の必要な河川について、河川環境に配慮しながら、重点的かつ計画的な施設整備に努めるとともに、住民の警戒避難に資する浸水想定区域図の作成支援などソフト対策も併せて進める。

(1) 総合的な治水対策

広島都市圏、備後都市圏等都市化の著しい流域内の河川については、都市の発展と成熟の状況に応じた治水安全度を確保するため、従来の河道改修に加え流域内に貯留施設等の整備を行い、総合的な治水対策事業を積極的に進める。

新安川（広島市）、手城川（福山市）等

(2) 地域振興プロジェクトに関連する河川改修

西風新都及び高度技術工業集積地域等のプロジェクトや高規格幹線道路等に関連する河川について、その開発に応じた治水安全度の確保を図る。

特に、良好な住宅や宅地の供給促進のために整備を促進すべき河川については、住宅市街地基盤整備事業を活用し早期改修に努める。

安川（広島市）

(3) 高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において高潮堤や防潮水門を整備する。

京橋川・猿猴川（広島市）、本川（竹原市）、羽原川（福山市）

(4) 多自然川づくりと良好な水辺づくり

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とし、また、地域の人々が河川空間を憩いの場や自然に触れ合う場として活用できるよう、親しみやすい川づくりに努める。

魚がのぼりやすい川づくり 沼田川（東広島市）

(5) 耐震対策

市街地河口部の堤防に対し耐震対策を推進する。

京橋川・猿猴川（広島市）等

3 河川整備計画の概要

(1) 背景

平成9年度に河川法の改正が行われ、河川管理の目的に従来の「治水・利水」に加え、「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。これに併せて河川計画制度が改められたため、これまでの「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定を進めている。

(2) 河川整備計画の概要

① 河川整備計画で定める事項

- ・ 治水・利水・環境の現状と課題
- ・ 治水・利水・環境に関する河川整備の目標
- ・ 河川工事の目的, 種類, 施行場所
- ・ 河川の維持の目的, 種類, 施行場所
- ・ 地域や関係機関との連携に関する事項

② 策定状況

県管理河川を対象として、過去の浸水被害の状況等をふまえ、15水系（19ブロック）について平成12年度から策定を行っている。

③ 計画期間

各ブロック概ね20～30年間

河川整備計画策定状況

河川整備計画名		認可・同意日	策定日
一級河川太田川水系	太田川下流ブロック	H13. 12. 27	H14. 2. 6
	太田川下流ブロック (変更)	H24. 3. 21	H24. 3. 23
	三篠川ブロック	H15. 5. 14	H15. 7. 1
一級河川江の川水系	江の川本川ブロック	H13. 1. 5	H13. 6. 20
	馬洗川ブロック	H15. 8. 7	H15. 9. 18
	西城川・神野瀬川ブロック	H14. 11. 6	H14. 12. 2
一級河川芦田川水系	芦田川下流ブロック	H15. 5. 14	H15. 7. 1
	芦田川上流ブロック	H18. 5. 31	H18. 6. 9
一級河川高梁川水系	成羽川ブロック	H13. 1. 5	H13. 6. 20
二級河川沼田川水系		H14. 10. 25	H15. 2. 5
二級河川黒瀬川水系		H14. 4. 11	H14. 5. 21
二級河川賀茂川水系		H14. 9. 4	H14. 11. 5
二級河川八幡川水系		H13. 8. 22	H13. 11. 6
二級河川尾崎川水系		H14. 9. 4	H14. 11. 5
二級河川手城川水系		H16. 3. 10	H16. 3. 17
二級河川永慶寺川水系		H15. 10. 17	H15. 11. 4
二級河川瀬野川水系		H16. 3. 10	H16. 3. 17
二級河川岡ノ下川水系		H15. 10. 17	H15. 11. 4
二級河川本川水系		H19. 2. 15	H19. 2. 22
二級河川羽原川水系		H20. 3. 4	H20. 3. 13

4 ひろしま川づくり実施計画2011の概要（平成23年～平成27年）

(1) 基本方針

本県の河川事業が取り組むべき課題である、「防災・減災対策の充実・強化」, 「気象状況の変化」, 「維持管理・更新時代への対応」, 「河川環境の保全と川らしさの復元」, 「地域活性化のための賑わいづくりへの対応」に対応するため、5つの施策の柱を設定する。

(2) 施策

【5つの施策】

- | | |
|---------------|----------------------------|
| チャレンジⅠ | ： 災害の防止・軽減対策の充実・強化 |
| チャレンジⅡ | ： 自助, 共助, 公助による地域防災力の向上 |
| チャレンジⅢ | ： 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続 |
| チャレンジⅣ | ： 河川環境の保全と川らしさの復元 |
| チャレンジⅤ | ： 水辺空間を利活用した賑わいづくり |

チャレンジⅠ

【事業評価の実施と優先度の明確化】

事業熟度」や「費用対効果」(B/C), 「施策への貢献度」により客観的な事業評価を行いA, B, Cの3つのランクに選別し, 事業箇所別に優先順位を明確にした上で優先度に応じた河川整備を進める。

【再度災害防止のための緊急対応】

大規模な災害の発生により緊急的な対応が求められる事業箇所については, 最優先順位Sランクに位置付け, 被災地の再度災害防止に取り組む。

チャレンジⅡ

【ソフト対策による災害対応力と地域防災力の向上】

気象情報や水位情報のリアルタイム提供や, 市町に対するハザードマップの作成支援等により, 自助・共助による住民の地域防災活動を促進する。

チャレンジⅢ

【既存施設の適確な運用・管理, 維持管理費の平準化と創意工夫による維持管理コストの縮減】

アセットマネジメントシステムの導入により, 堤防・護岸などの河川管理施設の計画的な維持修繕に取り組みます。大規模な施設更新を行う必要のある既設ダムへのゲート施設や河川の排水機等の大型施設の長寿命化計画を策定することでライフサイクルコストの縮減に取り組み, 各年度の予算の平準化を図る。(特に, ダム事業は, 建設からダム施設更新への移行を明確化。)

チャレンジⅣ

【水辺の魅力復元と多自然川づくり】

周辺の開発等により悪化した河川底質の改善や, 「多自然川づくり」に取り組み, 河川が本来持っている生物の生息環境や美しい景観を保全・創出する。

チャレンジⅤ

【水辺空間の利活用の促進】

既存の階段護岸やダム, 河畔緑地等の多目的利用を促進し, 水辺の魅力を活かした新たな観光資源や集客の場の創出など, 賑わいづくりや地域活性化を支援する。

5 平成24年度事業の内容

(1) 事業種別事業内容

(単位：千円)

事業名		予算額	説明	
河川事業	公共	中小河川改修事業	1,126,000	手城川(福山市)ほか9箇所護岸、築堤等工事
		小規模河川改修事業	548,000	鈴張川(広島市)ほか5箇所護岸、築堤等工事
		河川補修事業	206,000	尾崎川(広島市)ほか5箇所ポンプ修繕工事
		都市小河川改修事業	24,000	山倉川、小河原川(広島市)護岸工事等
		河川環境整備事業	7,000	瀬野川(広島市)護岸工事
		高潮対策事業	1,180,000	京橋川・猿猴川(広島市)ほか2箇所防潮堤工事等
		河川災害関連事業	7,000	大津恵川(庄原市)護岸工事等
		市町河川事業指導監督費	620	
	小計	3,098,620		
	単独	河川改良事業	1,092,195	浸水個所の再度災害防止、災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備
		小計	1,092,195	
	その他	市町土木工事受託費	67,471	国兼川(三次市)ほか5箇所市町道橋の架換工事等の受託
		小計	67,471	
合計		4,258,286		

(2) 主要河川事業の内容

① 国直轄河川改修事業

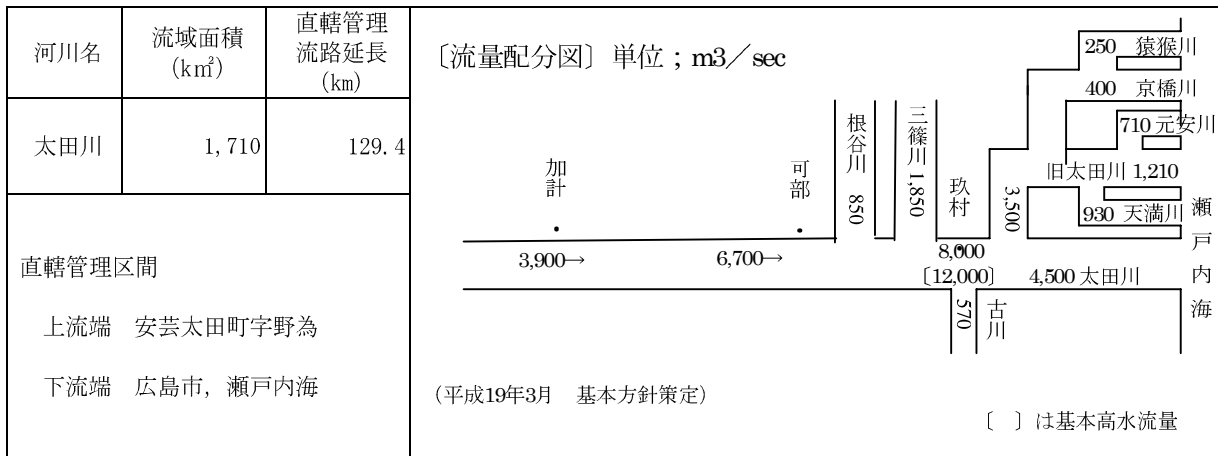
ア 太田川

工事の概要

昭和7年度から太田川放水路工事に着手され、昭和42年度に概成し、広島市街地を洪水から守っている。

平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。

現在は、高潮対策事業として天満川（江波，観音箇所）の堤防改修や、中上流部の床上浸水対策事業が実施されている。



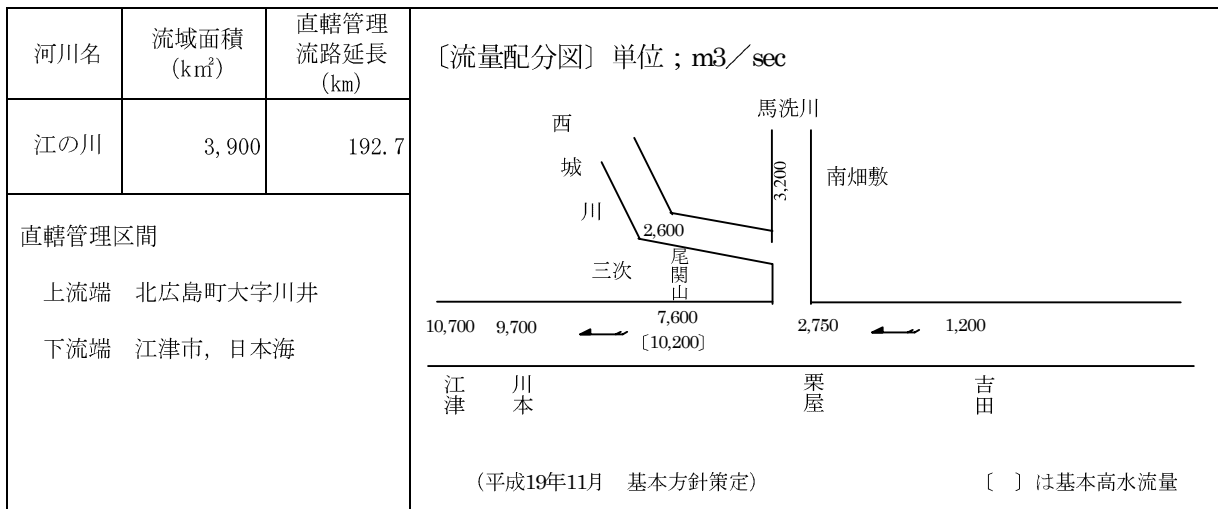
イ 江の川

工事の概要

昭和28年から八千代町下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

平成18年度には、馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成している。

また、三川(江の川，馬洗川，西城川)合流後の三次市川毛において水防災事業が実施されている。



ウ 芦田川

工事の概要

大正 12 年から昭和 41 年にかけて中下流部の掘削築堤が実施され、河道は概成している。
平成 9 年には、八田原ダムが完成し、洪水調節が行われている。

今後は、上流狭さく部の改修が必要とされている。

河川名	流域面積 (km ²)	直轄管理 流路延長 (km)	〔流量配分図〕 単位 ; m ³ /sec
芦田川	860	61.2	
直轄管理区間 上流端 世羅町大字伊尾 下流端 福山市, 瀬戸内海			(平成 16 年 6 月 基本方針策定) 〔 〕 …基本高水流量

エ 小瀬川

工事の概要

昭和43年から改修工事に着手され、中下流部の河道は概成している。

また、平成 2 年度には、弥栄ダムが完成し、洪水調節が行われている。

今後は、中流部の部分的に残された狭さく部の改修が必要とされている。

河川名	流域面積 (km ²)	直轄管理 流路延長 (km)	〔流量配分図〕 単位 ; m ³ /sec
小瀬川	340	36.8	
直轄管理区間 上流端 大竹市栗谷町大栗林 下流端 大竹市, 瀬戸内海			(平成20年3月 基本方針策定) 〔 〕 …基本高水流量

② 国庫補助事業（中小河川改修事業）

河川名（工事箇所）		全体計画						平成23年度工事箇所
		延長 (km)	流量 (m ³ /sec)	全体 事業費	H23まで の合計	H23まで の整備率	着工 年度	
一級河川 芦田川水系 加茂川	福山市加茂町四川合 流点～高屋川への合 流点	7.2	190～130	百万円 8,000	百万円 5,136	% 64.2	S49	休止
一級河川 江の川水系 江の川	山県郡北広島町 (大朝～千代田)	26.7	1,500～150	25,150	14,557	57.9	S52	北広島町川戸
一級河川 江の川水系 馬洗川	三次市吉舎町	10.5	540～210	5,700	4,470	78.4	S60	休止
一級河川 江の川水系 国兼川	庄原市上原町～三次 市向江田町馬洗川へ の合流点	13.0	270～40	9,300	3,185	34.2	H2	三次市和知町
一級河川 芦田川水系 御調川	府中市篠根町～尾道 市御調町	5.2	720～660	7,066	100	1.4	H17	府中市篠根町
二級河川 沼田川水系 沼田川	三原市本郷町～三原 市和田町	15.3	1,400～1,160	19,191	11,719	61.1	S55	本郷町麓（ふもと）
二級河川 沼田川水系 入野川	東広島市河内町～東 広島市高屋町	9.4	320～35	13,001	8,080	62.1	S57	東広島市高屋町宮領
二級河川 沼田川水系 梨和川	三原市本郷町下北方	2.5	100	2,712	1,905	70.2	S59	休止
二級河川 黒瀬川水系 黒瀬川	東広島市西条町～東 広島市黒瀬町	20.3	600～75	11,627	9,414	81.0	S38	東広島市西条町 馬木
二級河川 手城川水系 手城川	福山市大門町～瀬戸 内海へ至る	5.9	115～18	43,000	12,831	29.8	S63	福山市春日町
二級河川 賀茂川水系 賀茂川	竹原市新庄町～瀬戸 内海へ至る	8.2	420～380	9,000	2,296	25.5	H2	竹原市下野町
一級河川 太田川水系 安川	広島市安佐南区沼田 町～広島市安佐南区 中須	8.0	450～220	12,042	10,062	83.6	S17	広島市安佐南区上安
一級河川 太田川水系 三篠川 (本川)	広島市安佐北区 白木町	4.8	1,200	6,000	4,786	79.8	S41	休止
一級河川 太田川水系 三篠川 (見坂川)	安芸高田市向原町 ～三篠川合流点	2.9	180～100	1,940	1,208	62.3	S57	安芸高田市向原町長 田

6 河川の維持管理

(1) 河川の維持

県が管理している河川は、一級河川、二級河川合わせて499河川、流路延長2,742.9kmである。

河川のもつ治水、利水、親水機能が十分果たせるよう利用調整するとともに、老朽護岸の修繕や河床堆積土砂の掘削を実施している。

平成24年度河川維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削、除去	1,673,406
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

(2) 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（平成22年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
河川法許可（20条）	0	0	0	0	2	0	2	1	0	5	
河川法許可（23条）	新規	2	3	0	0	2	0	0	1	0	8
	更新	3	3	1	0	0	3	2	4	1	17
河川法許可（24・26・27条）	371	58	42	35	229	242	204	83	85	1,349	
河川法許可（24条）	更新	423	211	52	19	86	244	203	192	78	1,508
河川法許可（34条）	6	1	1	0	14	3	0	3	1	29	
普通河川等の工事許可	125	13	39	6	4	2	2	2	1	194	
小 計	930	289	135	60	337	494	413	286	166	3,110	
境 界 立 会	64	10	6	4	28	26	30	18	12	198	
境 界 確 定 協 議	41	7	3	2	15	23	21	10	4	126	
小 計	105	17	9	6	43	49	51	28	16	324	
境 界 確 定 証 明	2	0	0	0	0	1	3	0	0	6	
小 計	2	0	0	0	0	1	3	0	0	6	
計	1,037	306	144	66	380	544	467	314	182	3,440	

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成10年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成12年度から平成22年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。今後も、放置艇対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めているところである。

また、河川における住民やNPO法人等の河川清掃美化ボランティア活動への参画気運を高めるよう、活動を行う住民やNPO法人等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定する広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）を平成14年度より実施している。

今後とも、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援し、地域での行政と住民との協働体制づくりを推進する。（平成23年度末現在認定団体数 255団体）

7 水 防

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めるときは、土木局に水防県本部を、また各建設事務所（支所）及び広島港湾振事務所（支所）に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

(1) 水防活動

市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所の周知を図っている。平成24年度の重要水防箇所は次のとおりである。

区 分	所 轄 事 務 所 数	重 要 水 防 箇 所		備 考
		箇 所 数	延 長 (km)	
直 轄 管 理	3	(199)	376	184.10
県 管 理	10		353	454.74
合 計	13	(199)	729	638.84

()は、工作物を重要水防箇所に指定したもので、外書き

※重要水防箇所には、海岸も含む。

(2) 洪水予報の運用開始

平成13年の水防法の改正により、県と気象台が共同で洪水予報を行うことができるようになったことを受け、平成16年度より沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、引き続き、迅速な水防活動や、住民の避難を支援していく。

【経緯及び概要】

平成13年度～平成15年度 洪水予測システムの構築

平成16年度 洪水予報河川の指定及び洪水予報の開始

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口 ～ 三原市本郷町船木
黒瀬川	河口 ～ 二級ダム

(3) 河川防災情報システムの活用

災害の原因となる雨量・水位等水防情報の収集, 伝達, 処理は従来から人の作業に頼っており, 多大な時間と労力を要していた。

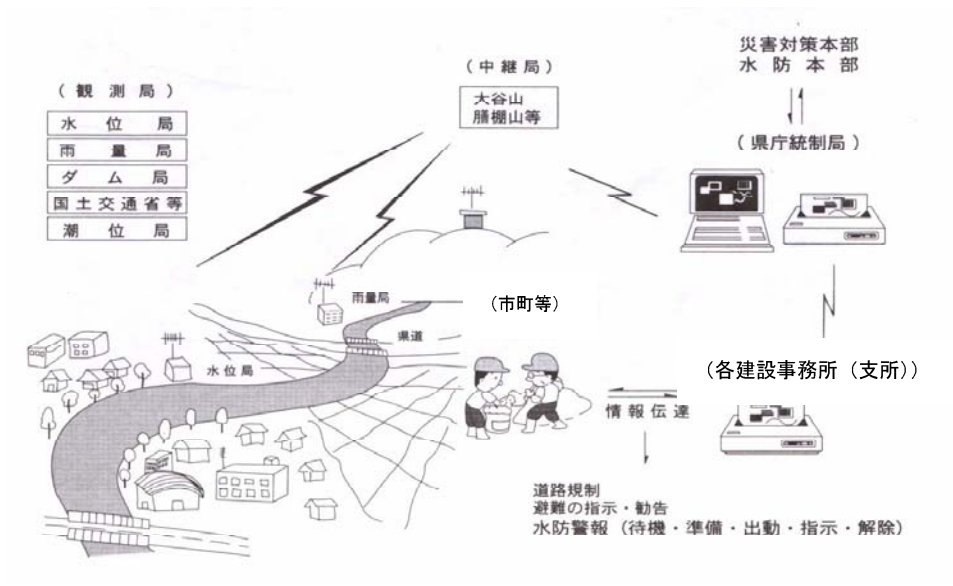
迅速・的確な情報連絡体制の確立が緊急の課題となり, 主要河川における水防情報収集の自動化及び情報処理の機械化を実施することとし, 水防テレメータシステムを整備した。

これは, 県内全域のデータを県庁統制局で収集処理し, 同時に各地域事務所建設局等へデータを配信するいわゆる「集中型」のテレメータシステムである。

平成 22 年度からは, 従来の水防テレメータシステムを統合し, 後継となる広島県河川管理情報システムの構成要素の一つである河川防災情報システムへ移行した。

経過及び概要

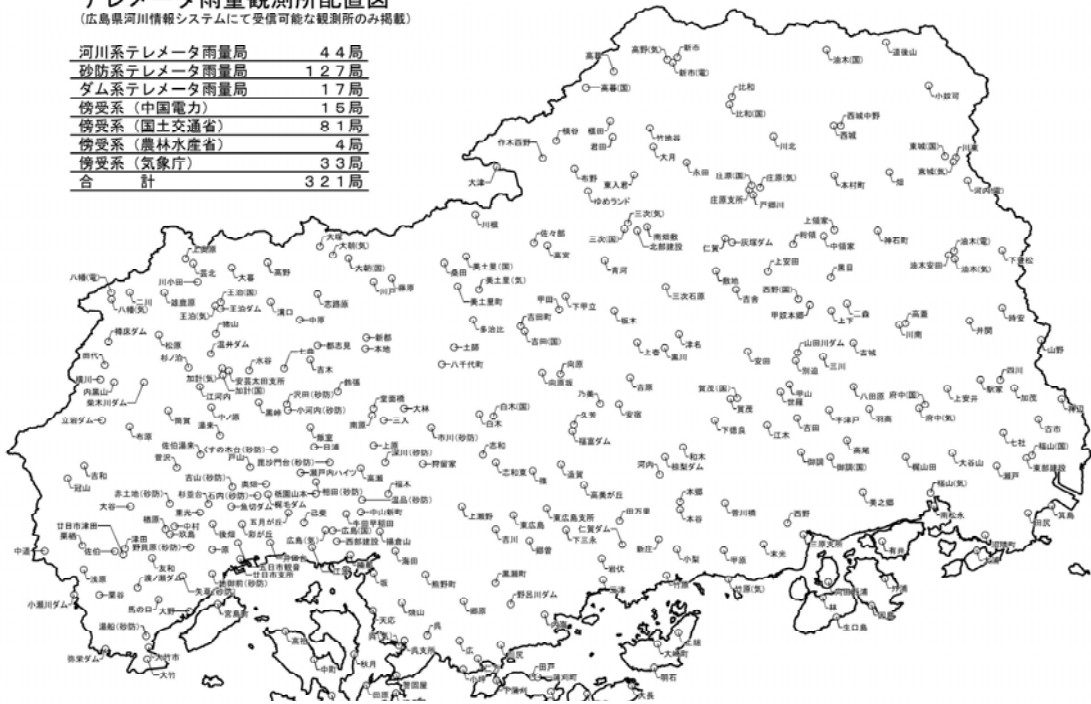
昭和 61 年度～平成 2 年度	水防テレメータシステム (雨量・水位) 整備・完了
平成 5 年度～平成 10 年度	水防テレメータシステム (潮位局) 整備・完了
平成 10 年度～平成 11 年度	砂防雨量局整備
平成 12 年度	水防テレメータシステムを広島県防災情報システムと一元化
平成 14 年度～平成 20 年度	水位局の増設
平成 22 年度～	広島県河川管理情報システム (河川防災情報システム) へ移行



河川防災情報システムの構成

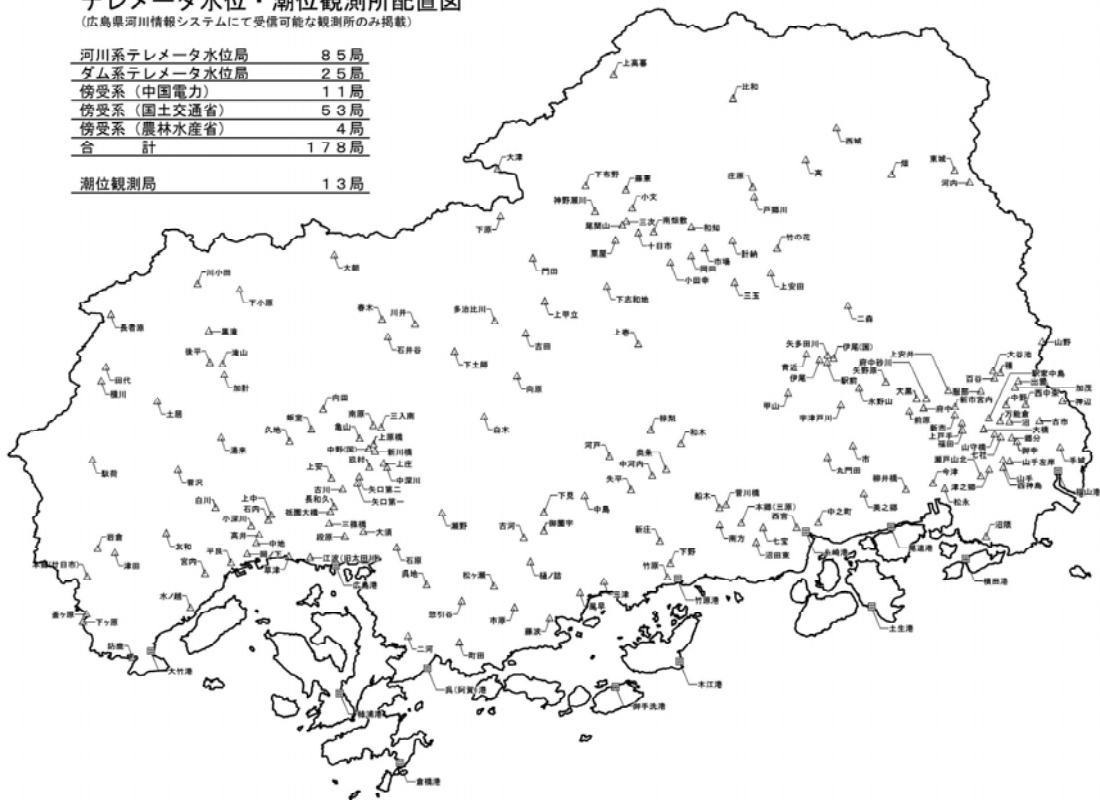
テレメータ雨量観測所配置図
 (広島県河川情報システムにて受信可能な観測所のみ掲載)

河川系テレメータ雨量局	44局
砂防系テレメータ雨量局	127局
ダム系テレメータ雨量局	17局
傍受系(中国電力)	15局
傍受系(国土交通省)	81局
傍受系(農林水産省)	4局
傍受系(気象庁)	33局
合計	321局



テレメータ水位・潮位観測所配置図
 (広島県河川情報システムにて受信可能な観測所のみ掲載)

河川系テレメータ水位局	85局
ダム系テレメータ水位局	25局
傍受系(中国電力)	11局
傍受系(国土交通省)	53局
傍受系(農林水産省)	4局
合計	178局
潮位観測局	13局



8 ダムの概要

近年、県民を洪水災害から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源の確保が強く望まれている。

こうした観点から、現在建設中のダムの早期完成を図るとともに、地域に密着した局地的な水源確保に効果的な生活貯水池の建設事業を推進する。

一方、ダム建設に伴い著しい影響を受ける地域については、その影響を緩和するため、水源地域の整備計画の作成やその実施に努めるとともに、関係住民の生活再建策を講じている。

また、既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

(1) 広島県のダム（国土交通省所管）

種別	ダム名	事業者	水系及び河川名	位置	目的	型式	ダムの諸元					目的の主な内容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (knf)	総貯水量 (千m ³)	有効貯水量 (千m ³)	洪水調節量 (m ³ /S)	開発水量 (m ³ /日)		
既設 の ダム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1,020
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
	椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
	土師ダム	国 土 交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I.P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計西高水流量)	164,000	S45～S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計西高水流量)	170,000	S44～S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
	弥栄ダム	国 土 交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W.P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
	灰塚ダム	国 土 交通省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
治水 ダム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	—	S44～S50	2,320
	御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900
	四川ダム	〃	芦田川 四川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250
	梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950
	仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200
建設 中の ダム	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	7,400
	庄原ダム	〃	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	112.0	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H27	5,960

※ (注) F：治水， I：工水， W：上水， P：発電， A：農水， N：不特定

9 ダムの整備方針

集中豪雨などの洪水による災害から県民の生命と財産を守り、県土の保全を図るとともに、既得取水の安定化、河川環境の保全や、水道用水を確保するため、現在建設中の治水・多目的ダム（生活貯水池）の早期完成を図る。

このため、野間川ダム、庄原ダムの建設を推進する。

10 補助ダム建設事業

(1) 野間川ダム（多目的）建設事業（生活貯水池）

事業主体：広島県

事業期間：平成5～平成24年度（予定）

事業箇所：三原市久井町、尾道市御調町

概要：重力式コンクリートダム

堤高31.5m、堤頂長112.6m、総貯水量560千m³、有効貯水量494千m³

平成24年度事業内容：堤体コンクリート打設、水文調査、諸調査、試験湛水

経過及び概要：平成5年4月 建設工事着手

16年12月 野間川ダム建設事業に伴う損失補償基準確認書調印

21年12月 ダム本体工事発注

区 分	事業費（百万円）
総 事 業 費	7,400
平成23年度まで	4,998
平成24年度	831

(2) 庄原ダム（多目的）建設事業（生活貯水池）

事業主体：広島県

事業期間：平成12～平成27年度（予定）

事業箇所：庄原市川西町

概要：重力式コンクリートダム

堤高42.0m、堤頂長112.0m、総貯水量701千m³、有効貯水量638千m³

平成24年度事業内容：付替道路工事、水文調査、諸調査

経過及び概要：平成12年4月 建設工事着手

平成19年12月 庄原ダム建設事業に伴う損失補償基準確認書調印

区 分	事業費（百万円）
総 事 業 費	5,960
平成23年度まで	2,851
平成24年度	450

11 水源地域の整備計画

ダム建設により、水源地域の生産機能及び生活環境等に著しい影響が生じることが予想されるが、その影響を緩和するため、県は、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第113号。以下「水特法」という。）に基づき直轄、補助ダムについて、関係市町長の意見を聞き、交通施設、生活環境、産業基盤等の整備計画を作成し、関係住民の生活の安定と福祉の向上に努めている。

○ 平成22年度までの整備計画告示ダム

直 轄 ダ ム			補 助 ダ ム		
弥 栄 ダ ム	水特法適用	S50年11月告示	仁 賀 ダ ム	水特法適用	H6年4月告示
八 田 原 ダ ム	水特法適用	S57年3月告示	福 富 ダ ム	水特法適用	H9年4月告示
灰 塚 ダ ム	水特法適用	H4年3月告示			

12 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則（操作規程）に従ってダムを管理している。

ダム名	完成年月	管理所管	摘要
二級ダム	昭和18年11月	中国電力株式会社が管理を代行	
小瀬川ダム	昭和39年 6月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕梨ダム	昭和44年 3月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野呂川ダム	昭和51年 3月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚切ダム	昭和57年 3月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御調ダム	平成元年 3月	東部建設事務所三原支所	
四川ダム	平成17年 1月	東部建設事務所	
山田川ダム	平成18年 3月	東部建設事務所三原支所	
梶毛ダム	平成20年 6月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福富ダム	平成21年10月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁賀ダム	平成24年 3月	西部建設事務所東広島支所 (仁賀ダム管理事務所)	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

ア 小瀬川ダム情報基盤総合整備事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体：広島県・山口県

事業期間：平成22～平成24年度

事業箇所：廿日市市浅原

概要：ダム管理用制御処理設備，通信設備，
観測設備更新

区分	事業費（百万円）
総事業費	542
平成23年度まで	241
平成24年度	301

※この内、広島県の事業費は 1/2

平成24年度事業内容：ダム管理用制御処理設備，観測設備の更新